

ID: 1019

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の19
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第115条の19の規定による。 (指定の取消し等) 第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるものを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるものを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるものを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるものを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。 (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。 (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命	

令若しくは処分に違反したとき。

- (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考	
----	--

設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 3 年 6 月 11 日
-----------	-----------------	---------------	-----------------